

帯広圏都市計画地区計画の変更（帯広市決定）

都市計画中村地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	中村地区地区計画	
位 置	帯広市西23条南2丁目の一部	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	約2.4ヘクタール	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>当地区は、帯広市の中心部から西方約6.2キロメートルに位置し、地区周辺には近隣公園・高等学校等があり、良好な環境の住宅地として市街地が形成されつつある。</p> <p>今回、財團法人帯広市産業開発公社が、開発行為により住宅地の造成事業を行うことから、あわせて地区計画を定め事業効果の維持増進を図り、建築物用途の混在あるいは敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止し、緑豊でうるおいのある市街地の形成をめざす。</p>
	土地利用に関する方針	<p>周辺地域との調和のとれた街づくりを行うため、地区東側の都市計画道路中島通と、地区北側の都市計画道路柏林台通に接する地区は一般住宅地区として高度利用を図る。</p> <p>その他の地区は、専用住宅地区として配置し、住宅地としての用途の純化を図り整然とした街並を形成する。</p> <p>また、地区内にはコミュニティセンターと、街区公園を適正に配置する。</p>
	地区施設の整備の方針	当地区には、地区施設として区画道路（幅員8.5M）を適正に配置し整備する。
	建築物等の整備の方針	<p>専用住宅地区</p> <p>ゆとりある敷地と閑静な専用住宅地区として、良好な居住環境が形成されるよう規制誘導する。</p> <p>一般住宅地区</p> <p>専用住宅のほか、地区住民の利便性を考慮し店舗・下宿等が立地できる地区として、日照・通風に充分配慮し、専用住宅地区と調和のとれた一般住宅地区として良好な居住環境が形成されるよう規制誘導する。</p>

2. 地区整備計画

地区 整 備 計 画	地区の名称	中村地区地区計画	
	地区整備計画を定める区域	帯広市西23条南2丁目の一部	
	地区整備計画の区域の面積	2.0ヘクタール	
	地区施設の配置及び規模	区画道路(幅員8.5m)	
	建築物等に 関する事項	地区の細区分 (細区分の区域は計画図表示のとおり)	専用住宅地区 一般住宅地区
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専用住宅(建築基準法別表第二(い)項第1号に定める「住宅」をいう。)ただし、3戸建以上の長屋は除く。 2 兼用住宅で理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類する用途を兼ねるもの、学習塾、華道教室その他これらに類する用途を兼ねるもの又は出力の合計が0.75キロワット以下の原動機を使用する美術品若しくは工芸品を作成するためのアトリエ若しくは工房の用途を兼ねるもの(建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅のうち、第3号、第6号及び第7号に定めるものをいう。)ただし、3戸建以上の長屋を除く。 3 2戸建長屋で、第1号の専用住宅と前号の兼用住宅からなるもの。 4 2住戸の共同住宅 	
	建築物の延べ面積に対する割合の最高限度	10分の6	
	建築物の建築面積に対する割合の最高限度	10分の4	
	建築物の高さの最高限度	9メートル	
	建築物の敷地面積の最低限度	260平方メートル	同左
	建築物の壁面の位置の制限	<p>北側敷地境界線(隅切部分は除く。)から、建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の中心線までの距離の最低限度は2mとし、北側を除く敷地境界線(隅切部分は除く。)から建築物の外壁等の中心線までの距離の最低限度は1mとする。</p> <p>ただし、附属建物で軒高2.3m以下のものは除く。</p>	同左
	垣又はさくの構造の制限	<p>門の高さは1.5m以下とする。 塀の高さは1.2m以下とする。 (ただし、生垣は除く。)</p>	

	建築物等の形態又は 意匠の制限	自己の用に供する広告物、看板類 で次の要件を満たすもの。 1 一辺(脚長を除く。)の長さが 1. 2m以内。 2 最大表示面積(表示面が2面以 上のときはその合計)が1m ² 以内 3 刺激的な色彩又は装飾を用いる ことなどにより、美観風致を損な わないもの。	
(理由)	備考	用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び 同法施行令の例による。	

(理由)
都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴い、地区計画の変更を行うものである。

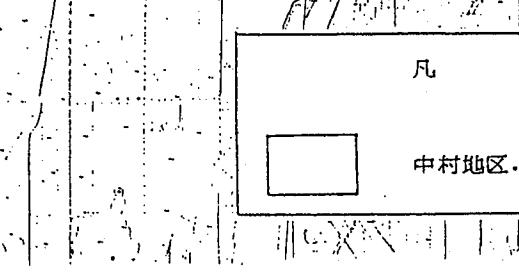
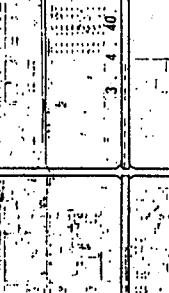
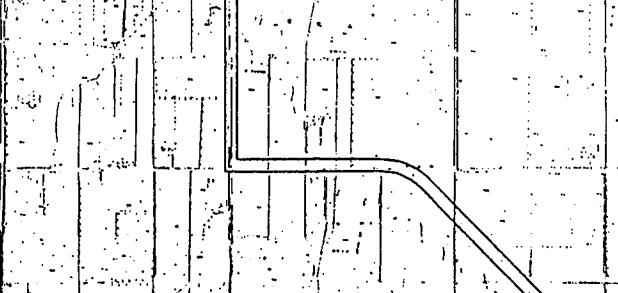
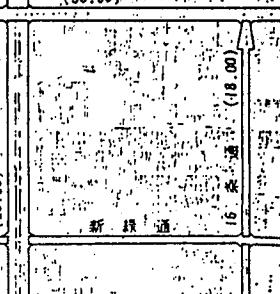
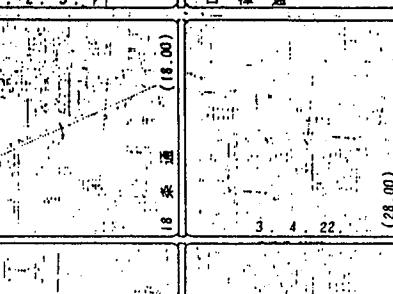
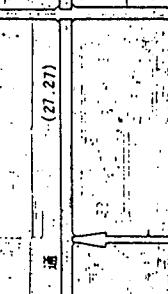
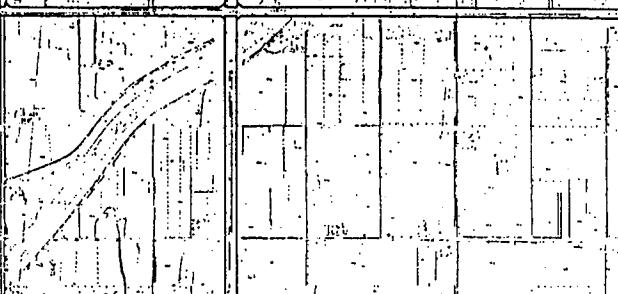
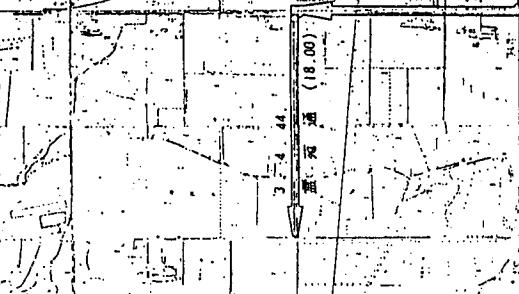
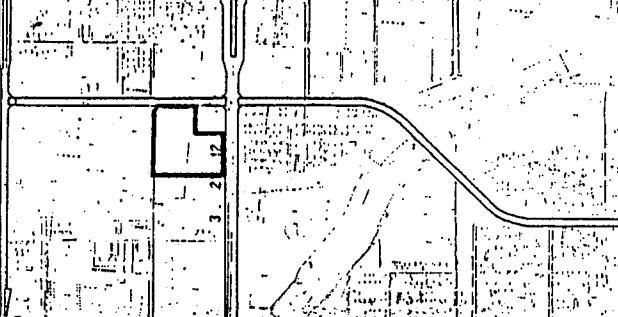
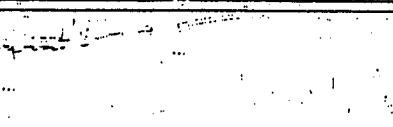
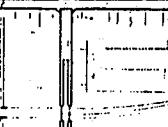
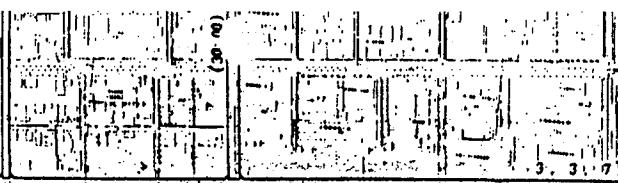
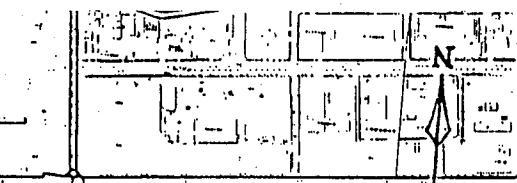
位

置

義

石神

(27.27)

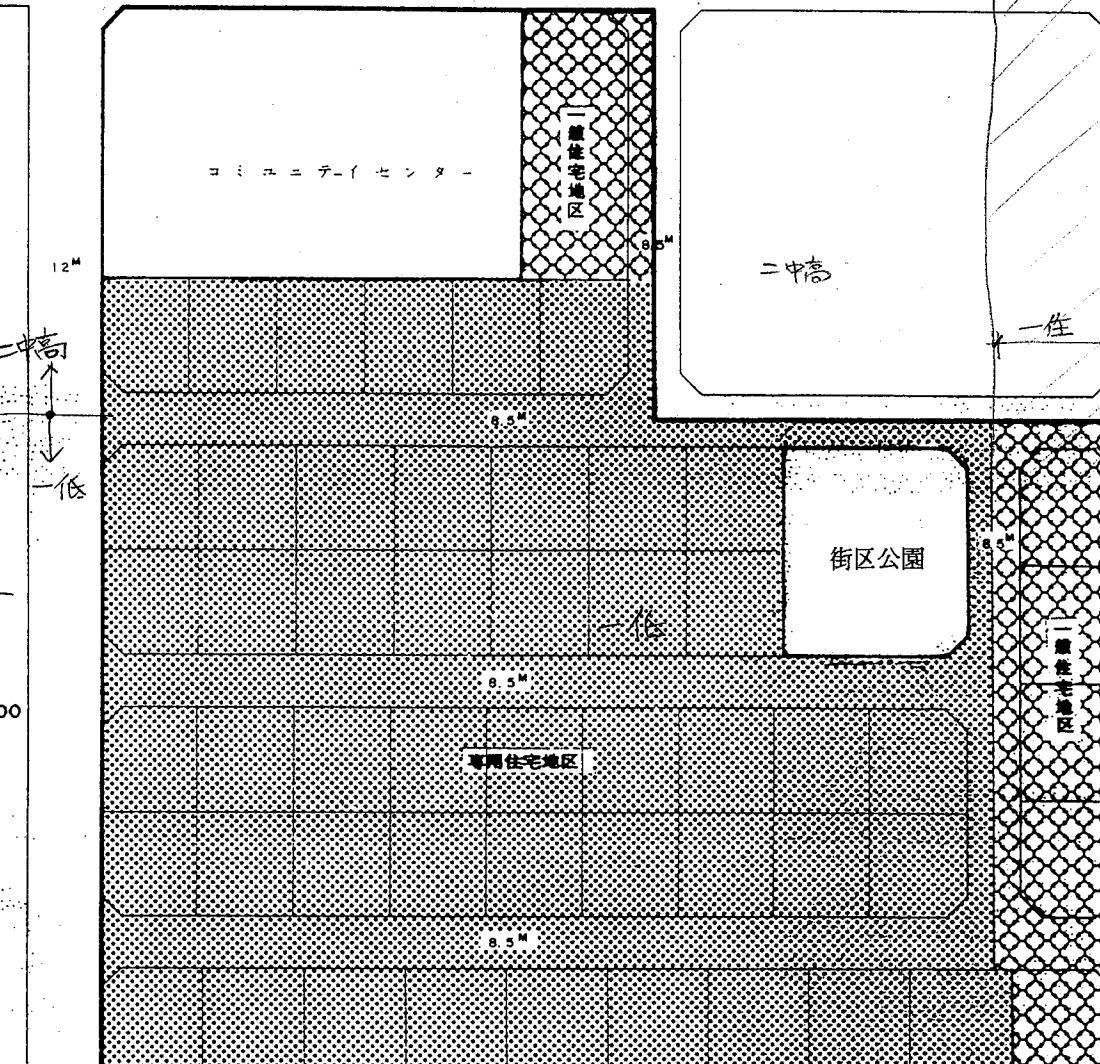


凡
例

中村地区・地区計画の区域

計画図

都市計画道路柏林台通 18M (24M)



凡 例	
—	地区計画区域
地区整備計画区域	
	専用住宅地区
	一般住宅地区